

要望事項4 中山間地域における農林業の維持発展に向けた新たな支援制度の構築等について

福島・茨城・栃木・群馬・新潟の北関東磐越五県は、米をはじめとした農林産物の主要な産地であり、大消費地への食料等の供給基地としての役割とともに、中山間地域が有する国土保全、水源かん養、景観形成、大気保全機能などの公益的機能の維持という大きな役割も果たしている。

平成12年度から開始された中山間地域等直接支払制度は、耕作放棄地の発生防止や生産組織の育成など、中山間地域農業の維持には一定の効果があったものの、特に、自然・社会条件が厳しい地域では、平場とコスト格差を補正してもなお、自らの努力では克服できない不利さがあり、将来の安定的な収入を見通せないことが、新たな投資や新規就農を困難にしている。

このため、経営環境が不利な中山間地域においては、多様な担い手が安心して農業経営に取り組めるよう、中山間地域等直接支払制度に加え、社会政策的観点も含めた公的サポートの拡充による新たな支援制度を、国が責任を持って構築すること。加えて、地域の特性に合わせた農業を実現するために収益性の高い農作物の生産・販売等に取り組む場合の支援制度の継続を要望する。

一方、林業においては、戦後造林した人工林の多くが本格的な利用期を迎えているものの、林業者の収益性は依然として低く、林業生産活動が停滞しているという課題がある。

また、森林の多面的機能の発揮、特に温室効果ガス削減目標の達成に向けては、森林吸収源対策にも資する森林整備の推進が必要であり、地方の安定的な財源確保が課題となっている。

このため、地域の創意工夫を生かし、森林整備から素材生産、木材利用に至る総合的な取組により、林業の成長産業化を実現できるよう、積極的かつ継続的な国の支援を要望する。

- 1 農業を営むことで他産業並みの所得が確保できるよう、中山間地域等直接支払制度の農業の生産条件に関する不利を補正するための支援に加え、積雪量や中心市街地へのアクセスなど自然・社会条件による経営環境の不利さを補正する所得保障的な仕組みと、新規就農者の所得を一定期間、一定水準保障する仕組み等を導入することにより公的サポートを拡充すること。

- 2 所得保障的な公的サポートの拡充による新たな支援制度の構築にあたっては、安定した財源の確保により将来にわたって機能し、地域裁量が発揮される制度となるよう国が責任をもって行うこと。
- 3 中山間地域において地域の特性に合わせた農業を実現するため、中山間地農業ルネッサンス事業の優先枠の拡充、強い農業づくり交付金の予算増額及び産地パワーアップ事業の基金積み増しなど実効性のある予算配分や、ほ場整備事業における促進費を起債や交付税の対象にするなど地方財政措置の充実により、農地利用集積の加速化や収益性の高い農作物の生産・販売等に取り組む場合の支援を強化すること。
- 4 地域の実情を踏まえ、素材生産から木材加工・流通・利用までの総合的な取組が推進できるよう、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金の安定的かつ十分な予算の確保と柔軟な運用を図ること。
- 5 国が進めている森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）については、地方の意見を踏まえて、北関東磐越4県を含む全国37府県が独自に課税している森林環境税等への影響が生じないように適切に調整すること。また、今後、森林経営管理制度の実施主体となる市町村等の意見や実態を踏まえ、国の森林環境譲与税（仮称）を活用した森林管理の仕組みが円滑に機能するよう万全を期すこと。